

令和 7 年度

傾斜計台車製作

仕様書

令和 8 年 1 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、係留施設の矢板等の傾斜を計測するための傾斜計を搭載した移動式台車を作成するものである。

2. 品名及び数量

1) 品名及び数量

品 名	規格・形状寸法	単位	数量	備 考
傾斜計台車	詳細は別紙のとおり	式	1	

- 2) 製作する傾斜計台車の概略図を別紙の図一1に示す。台車の寸法は、幅200mm×長さ350mmとし、水圧モーターを含めた高さは200mm程度とする。
- 3) 傾斜計台車の水圧モーター(貸与物件)の動力源は水圧ポンプ又は水道水とし、水中での使用が可能なものとする。
- 4) マグネットホイールはステンレス製とし、φ50mmのものを4輪使用する。前輪・後輪それぞれをドライブシャフトにて連結する構造とする。
- 5) ギアボックスを介して走行速度は80cm/min程度とする。
- 6) 台車には傾斜計の設置スペースを設けるほか、落下防止のワイヤーを取り付けるものとする。設置する傾斜計の寸法等については事前に担当職員の確認を得るものとする。
- 7) 納入方法については、担当職員の指示によるものとする。なお、据付、調整を含む納入に係る費用は、すべて受注者の負担とする。

3. 貸与物件

- (1) 貸与物件は、表3-1のとおりとする。
- (2) 受注者は、貸与物件の必要がなくなった場合、速やかに担当職員に返還しなければならない。

表3-1 貸与物件

品 名	規 格	数 量	引渡場所	引渡時期
水圧モーター	NRM-015-160-002	1個	水中振動台上屋	担当職員との協議による

4. 納入場所

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
三次元水中振動台建屋

5. 納入期限

契約締結日より令和8年3月30日までとする。なお、工期は、土曜日、日曜日、祝日は休日として設定している。

6. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

7-1 契約内容の変更手続きについて

- (1) 本仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、全て両者が協議のうえ、決定しなければならない。
- (2) 業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とし、工期末日までに変更契約を行うものとする。
- (3) 書面を提出する場合の書式（提出部数も含む）は、担当職員と協議のうえ、決定するものとする。

7-2 完成図等

本業務における完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、提出書類すべての最終成果（以下「完成図書」という）を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「完成図書」は、作成した電子データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で 2 部提出するものとする。なお、「完成図書」の詳細内容及び電子化については、担当職員と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。
- (4) 提出書類
 - ① 仕様書（発注図面含む）
 - ② 設計書（一式）
 - ③ 納品図面
 - ④ その他必要な書類

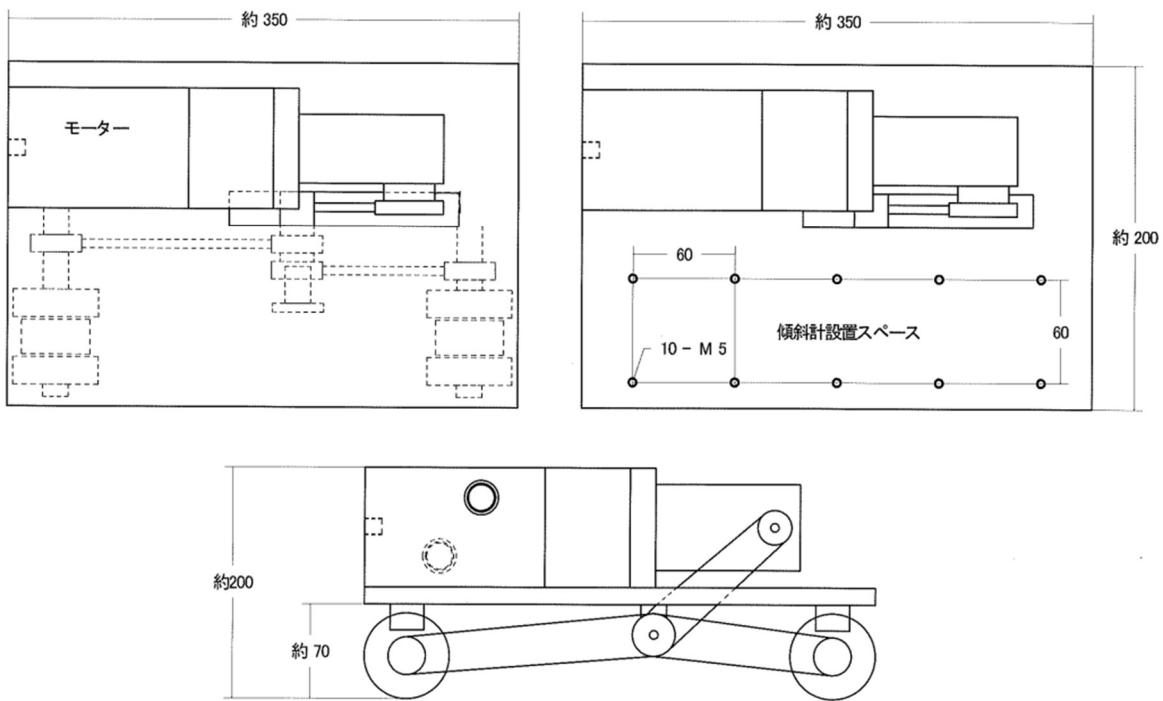
7-3 受注者は、本業務遂行中に建物・機械等の当所所有物に損傷を与えた場合は、直ちに担当職員に報告し、受注者の負担で復旧するものとする。

7-4 受注者は、資機材の運搬経路については、事前に担当職員の承諾を得るものとする。また、資機材の運搬にあたっては、他の交通の妨げにならないようにしなければならない。

7-5 機器の保証等

物件に瑕疵があるときは、発注者は受注者に対して相当の期間を定めて瑕疵の補修（数量の追加、他の良品との取替を含む。）を請求し、又はその瑕疵の補修に代えて若しくはその補修とともに損害の補償を請求することができることとし、その請求できる期間は所有権移転の日から 1 年とする。

以上



図—1 傾斜計台車の概略図